

教員養成分野における専門職大学院の活用について（検討の方向の整理案）

1. 現在の教員養成システムについての基本的認識

- (1) 今日、子どもたちの学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、社会性の不足、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育が抱える課題が一層複雑化・多様化しており、このような学校現場の諸課題に対応しうる高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められている。
- (2) このため、今後の教員養成の在り方としては、学部以下の段階で、教科指導や生徒指導など教員としての基礎的・基本的な資質能力を確実に育成するとともに、大学院段階で、現職教員の再教育も含め、特定分野に関する深い学問的知識・能力を有する教員や、教職としての高度の実践力・応用力を備えた教員を幅広く養成していくことが重要である。
- (3) 他方、大学における教員養成の現状については、「組織として教員養成に対する明確な理念・目的意識が欠如」「体系的なカリキュラムの編成・実施が不備」「理論や講義が中心で、演習・実習等が不十分」「教職経験者による指導が少ない」などの問題が指摘されており、その結果、学校現場での諸課題に対応しうる実践力・応用力を備えた教員の育成に必ずしも成功していない。
- (4) 特に大学院段階については、新構想教育大学以降、大学院における現職教員の再教育に道筋をつけたものの、我が国の大学院制度が研究者養成と高度専門職業人養成との機能区分を制度的に曖昧にしていたこともあり、ともすれば個別分野の学問的知識・能力の育成が過度に重視される一方、学校現場における実践力・応用力など教職としての高度の専門性の育成がおろそかになっており、本来期待された機能を十分に果たしていない。
- (5) このような教員養成の課題を踏まえ、教員養成システム全体の充実強化を図っていくためには、学部段階における教員養成の着実な改善・充実を図るとともに、とりわけ大学院段階における養成・再教育の在り方を見直し、制度的な検討を含め、その格段の充実を図ることが必要である。

2. 教員養成分野における専門職大学院制度の活用の基本的な考え方

- (1) 我が国における学部段階の高等教育の広範な普及とともに、近年の科学技術の進展や急速な技術革新、社会経済の急激な変化と多様化、複雑化、高度化、グローバル化等を受け、社会の様々な専門的職種や領域において、大学院段階において養成されるより高度な専門的職業能力を備えた人材が求められるようになってきている。
- (2) こうした社会的要請を踏まえ、従来、研究者養成と高度専門職業人養成の機能が渾然一体で不分明だった我が国の大学院制度について、大学院が担うべき諸機能を明確に区分し、各機能に相応しい教員組織、教育内容・方法等を整えることにより、大学院全体としての機能強化を図る方向で制度の見直しが進められている。
- (3) その見直しの一環として、平成15年度に、従来の大学院制度とは異なり、目的、教育内容、指導方法、指導スタッフ、修了要件、学位等を高度専門職業人の養成に特化した「専門職大学院」制度が創設された。これを契機に、各分野における既設の大学院の機能や組織体制の見直しが始まっており、法曹、ビジネス、会計、知的財産、公共政策、公衆衛生など様々な分野で、既設の専攻からの改組転換や新設も含め専門職大学院の整備が急速に進んでいる。
- (4) 教員養成の分野についても、1(4)で指摘した大学院段階での教員養成の課題を克服するためには、大学院の諸機能を整理し、アカデミック・コースとして各分野における深い学問的知識・能力の育成等に重点を置くものと、専門職大学院制度を活用してプロフェッショナル・コースとして学校現場における実践力・応用力など教職としての高度な専門性の育成に充填を置くものとに区分する必要がある、その上で、各大学の方針に基づきコースの選択と必要な教育体制が整備されることが必要である。
- (5) この場合、我が国の教員養成が、「開放制」の原則の下に、一般大学・学部と教員養成系大学・学部とがそれぞれ特色を発揮して行われ、人材を幅広く教育界に求めてきた実績を踏まえ、引き続き「開放制」の原則の下、教員としての基礎的・基本的な資質能力の育成は学部段階で行われることを基本としつつ、大学院段階の教員養成・再教育の格段の充実を図るための有力な方策の一つとして、各大学の判断により専門職大学院制度が活用されることが適当である。

3. 教員養成分野において専門職大学院に期待される主な目的・機能

(1) 「開放制の原則」の下での教員養成システムを前提に、新たに専門職大学院制度を活用する場合、教員養成における今日的な課題への早急な対応の必要性や、各大学における大学院レベルでの取組みの実績等を考慮すると、当面、教員養成分野における専門職大学院については、

ア) 現場での一定の教職経験を有する小・中・高等学校等の現職教員を対象に、地域における指導的教員や、将来、指導主事、さらには学校の管理者となる上で不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた「スクール・リーダー」の養成、

イ) 学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した学生の中から、さらにより実践的な指導力を備えた「即戦力としての新人教員」の養成、

の目的・機能が特に期待される。

(2) また、こうした機能の一環として、教員免許状を持たないまま大学を卒業し、様々な社会経験等を経た者が、改めて教職を目指す場合の一つの有力な養成機関としての機能についても、学部の機能を活用しつつ各大学の判断・工夫により対応することが期待される。

このため、現時点においては、こうした機能も視野に入れつつ、ア) 及びイ) の目的・機能を担う専門職大学院に共通的に必要な要件等を検討する必要がある。

(3) 一方、上記の目的・機能のほか、隣接するものとして、例えば、

ウ) 小・中・高等学校等の管理者等に必要な高度なマネジメント能力に特化した養成機能、

エ) 大学等高等教育機関の管理者や高等教育政策担当者の養成機能、

オ) 国際的な開発教育協力の専門家など幅広い教育分野の高度専門職業人の養成機能、
等が考えられ、今後、その重要性が高まることも予想される。

こうした機能・目的については、当面、社会的な要請を踏まえた個別大学の主体的な検討により、一般の専門職大学院として設置することも含め、先導的で、意欲的な取組みが多様に展開され、一定の実績が蓄積されることがまず重要であり、今後、そうした実績の蓄積を見ながら、必要に応じて共通的に必要な要件等を整理することが適当である。

4. 教員養成分野において専門職大学院を活用する場合の個別事項の検討の方向

(1) 教員養成の専門職大学院の基本的なイメージ

① 教職としての高度な専門性を育成

学部段階で養成される教員としての基礎的・基本的な資質能力を前提に、今後の学校教育の在り方を踏まえた新しい教育形態・指導方法等にも対応しうる知識・技術や、様々な事象を構造的・体系的に捉えることのできる能力など、教職としての高度な専門性を育成することを目的とする。

② 理論と実践の「融合」を実現

高度専門職業人の養成を目的とする大学院段階の課程として、綿密なコースワークと成績評価を前提に、体系的で効果的なカリキュラムを編成するとともに、実践的な新しい教育方法を積極的に開発・導入することにより、従来の学部・大学院が軽視しがちだった技術面を重視し、「理論と実践の融合」を強く意識した教員養成プログラムの実現を目指す。

③ 確かな「授業力」と豊かな「人間力」を育成

学級運営・学校運営の基本とも言うべき確かな「授業力」（理論と技術の双方を重視）を徹底して育成するとともに、その前提として、児童・生徒や保護者、さらには地域住民等とのコミュニケーション能力を始めとする教職としての豊かな「人間力」の育成を目指す。

④ 「学校現場」「デマンド・サイド」との連携を重視

学校現場を始めとするデマンド・サイド（教員採用側）との意思疎通を特に重視し、カリキュラム、教育方法、履修形態、指導スタッフ、修了者の処遇、情報公開、第三者評価など専門職大学院の運営全般にわたって、大学院と学校現場との連携関係を確立する。

⑤ その他

(2) 主として設置基準に関連する事項について

① 課程の目的

- 専門職大学院の課程の目的は、専門職大学院設置基準上、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」とされている。ただし、法科大学院については、同設置基準上、「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」と特に規定されている。
- 教員養成分野の専門職大学院については、上記3(1)のア)イ)ウ)の目的・機能を前提とすれば、設置基準上は、例えば「専ら教職の養成又は研修のための教育を行うことを目的とする」などの共通的な目的規定を整理する方向で検討する。
その上で、各大学の責任において、大学としての特色や得意領域等を考慮し、また、学校関係者等の意向を十分踏まえ、対象とする学生層や養成を目指す教職像など当該課程の具体的な教育目標・方針等を明確に設定することが適当である。

② 標準修業年限

- 専門職大学院の標準修業年限は、専門職大学院設置基準において2年とされている。ただし、学生の履修コース等として1年の短期集中コースや長期在学コースの設定が可能であり、また、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限り、1年以上2年未満の標準修業年限を設定することができる（ただし、現在まで具体の事例はない）。
- なお、法科大学院については、専門職大学院設置基準において特に3年と規定されているが、法学既修者については、各大学院の判断で1年を超えない範囲で在学したとみなすことができるとする規定も置かれているため、実際には、各法科大学院において、未修者を対象とする3年の履修コースと、既修者を対象とする2年の履修コースが設定されている。
- 教員養成分野の専門職大学院については、従来の修士課程における現職教員の再教育や学部新卒者の受入れ実績等を考慮し、標準修業年限としては、一般の専門職大学院と同様2年とする方向で検討する。
その上で、各大学において、現職教員の履修の便宜に配慮し、短期履修コース（例えば1年コース）の開設や、逆に、長期在学コースの開設を積極的に進めることを期待する。

- また、各大学の判断・工夫により、学部での免許状未取得者を対象に、専門職大学院に在学しつつ、その履修と併行して学部の教職科目を履修できる長期在学コース（例えば3年コース）を設けることも可能とする方向で検討する。

③ 修了要件

- 専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準において、2年以上在学し、当該専門職大学院が定める30単位以上の修得その他の教育課程を修了することとされており、研究指導を受けることや、論文審査の合格は必須とされていない。
なお、特に法科大学院については、3年以上在学し、93単位以上を修得することとされている。ただし、法学既修者は、各大学院の判断で、在学期間は1年を超えない範囲内で、また、単位数は30単位を超えない範囲内で軽減することが可能とされており、その結果、法学未修者は3年、法学既修者は2年の修了要件が一般化している。
- 教員養成の専門職大学院は、研究者養成を目的とせず、教職の養成・研修に特化した実践的な教育を行うという課程の目的にかんがみ、修了要件としては、研究指導等を要しないこととし、一定期間の在学及び必要単位数の修得のみで足りるとするのが適当である。
その場合、現在設置されている専門職大学院においては履修単位を40単位から50単位程度としている大学院が多いことなども考慮し、専門職大学院設置基準において45単位程度以上と規定する方向で検討する。
- また、特に実践的な指導力の強化を図る観点から、修了要件として必要な単位数のうち一定の単位（例えば10単位）以上は、学校における実習によることとするとともに、教職としての一定の現職経験のある学生については、入学前の教職経験を考慮し、大学の判断で、一定の範囲（例えば10単位）内で、教職経験をもって専門職大学院における実習とみなすこともできるようにする方向で検討する。

④ 入学者選抜

- 専門職大学院の入学者選抜については、専門職大学院設置基準上は、一般的な規定を設けていないが、特に法科大学院については、入学者選抜に当たって、①入学者のうち法学部以外の出身者又は実務経験者の割合が3割以上になるよう努めること、②同割

合が2割に満たない場合、選抜の実施状況を公表すること、と規定し、これらにより多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めなければならないとの努力義務規定が定められている。また、このため、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するよう特に規定している。

これは、法科大学院が、新しい法曹養成制度の中核をなすものである点を踏まえ、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、設置基準において特に要件を定めたものである。

- 教員養成の専門職大学院については、3（1）で指摘したように、教員免許状を持たないまま大学を卒業し、様々な社会経験等を経た者が、改めて教職を目指す場合の一つの有力な養成機関としての機能も合わせ持つことも期待されるが、他方、引き続き「開放制」の原則の下、学部段階で幅広く教職への道が用意される以上、法科大学院と同様に多様な学生の受入れを法令で義務付けるのは必ずしも適当ではない。

むしろ、各大学の責任において、専門職学位課程の具体的な教育目標に基づくアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を明確にし、将来の中核的・指導的な教員に相応しい資質能力・適性を的確に判断しうるよう、入学者選抜を工夫することが重要である。

⑤ 教育課程

- 専門職大学院の教育課程については、専門職大学院設置基準上、「教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」と定められている。

ただし、法科大学院については、専門職大学院設置基準に基づく告示において、①法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目)、②法律実務基礎科目(法曹としての技能・責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目)、③基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目)、④発展・先端科目(先端的な法領域に関する科目、法律基本科目以外の実定法に関する多様な分野の科目)の全てにわたって授業科目を開設するとともに、学生の履修がいずれかに過度に偏ることのないよう配慮すると定められている。

- 教員養成の専門職大学院が、学校現場における中核的・指導的な教員に必要な資質・能力を育成するためには、学校教育に関する理論と実践との融合を強く意識した体系的な教育課程を編成することが特に重要である。

このため、各大学で提供される教育プログラムに共通する一定の枠組みとして、体系的に開設すべき授業科目の領域の種類(例えば、①学校経営・学級経営に関する領域、②教科の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導・教育相談に関する領域、④対

人関係能力の育成に関する領域など)を、専門職大学院設置基準に基づく告示等で明らかにする方向で検討する。

その場合、各専門職大学院が、その特色や得意領域等を考慮し、また、教育委員会等の意向を十分踏まえた上で、特色ある教育課程を柔軟に編成できるよう、ある程度弾力的・大綱的な基準とすることに留意する必要がある。

⑥ 教育方法

- 専門職大学院の教育方法については、専門職大学院設置基準上、①事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論、質疑応答等の適切な方法により授業を行うこと、②学生に対し、授業の方法、内容、年間授業計画、学修評価・修了認定基準をあらかじめ明示すること、③学生が1年間又は1学期に科目登録できる単位数の上限を定めること、④授業を行う学生数は、授業の方法、施設設備等諸条件を考慮し、効果が十分にあがる適当な人数とすること、などが定められている。

なお、法科大学院については、①学生が科目登録できる単位数の上限は、1年に36単位を標準とすること、②授業を行う学生数を少人数とすることを基本とし、法律基本科目においては50人を標準とすること、が特に定められている。

- 教員養成の専門職大学院については、少人数で密度の濃い授業を基本としつつ、理論と実践の融合を強く意識した新しい教育方法を積極的に開発・導入することが必要である。

具体的には、例えば、ケーススタディ、シミュレーション授業、授業観察・分析、各種のインターンシップ、PBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）などの教育方法を積極的に開発・導入することが必要である。

設置基準上は、基本的には、一般の専門職大学院に適用されている基準を適用する方向で検討する。

⑦ 履修形態

- 専門職大学院の履修形態は、一般の大学院と同様に、昼夜開講制、夜間大学院、長期休業期間中の集中コース、eラーニングによる遠隔授業、サテライト教室の利用、科目等履修制度など、弾力的な履修形態が可能となっている。

- 教員養成の専門職大学院の場合も、特に現職教員が職務に従事しながら履修できるよう、履修形態について特段の配慮・工夫を行うことが望ましく、設置基準上は、一般の大学院、専門職大学院と同様の基準を適用する方向で検討する。

⑧ 教員組織

ア) 専任教員

- 専門職大学院の教員組織については、専門職大学院設置基準等において、専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある専任教員を一定数以上置くこととされ、分野・規模ごとの具体的な数値基準が設けられている。なお、専門職大学院の必要専任教員（設置基準等で示される最低必要数分）は、原則として学士課程・修士課程の必要専任教員数に算入することができない。
- 教員養成の専門職大学院の必要専任教員数については、標準的なカリキュラムの検討と平行し、その教育内容・方法等の特色を踏まえ、具体的な規模の在り方を引き続き検討する。その際、制度発足当初において、学部等における教育との関連性や優秀な教員の確保の必要性等の観点から、必要な経過措置についても併せて検討する。

イ) 実務家教員

- 専門職大学院設置基準では、専門職大学院の必要専任教員のうち3割以上は、専攻分野に関し5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する者とされている。
なお、法科大学院の場合は、課程修了後、司法試験を経てさらに司法修習が予定されており、法科大学院が直ちに法曹として活動するために必要な全ての教育を行うものではないこと等を踏まえ、実務経験者の比率をおおむね2割以上と定めている。また、実務経験者は、法曹としての実務経験を有する者を中心に構成すると特に規定している。
- 教員養成の専門職大学院についても、1（3）で指摘したような現行の教員養成システムにおける問題点（「教職経験者による指導が少ない」）の反省に立ち、学校教育に関する理論と実践の融合を図るためには、専任教員のうちの相当割合の者については、教職等としての実務経験を有する実務家教員とすることが特に重要である。
具体的にはどの程度の割合が適当と考えるか、また、「実務家教員」の範囲をどのように考えるか、引き続き検討する。

ウ) FD（ファカルティ・ディベロップメント）

- 専門職大学院の教育水準を確保する上で、直接の教育活動を担う教員の質の確保が重要であり、専門職大学院設置基準では、各

専門職大学院は、授業の内容・方法の改善のための組織的な研修・研究を実施する旨定められている。

- 教員養成の専門職大学院でも、具体的には、例えば、学生による授業評価、教員相互の授業評価（ピアレビュー）、教員グループによる教材の選定・開発、教育委員会等と協力した研修など、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を積極的に開発・導入することが必要であり、専門職大学院設置基準上は、一般の大学院、専門職大学院と同様の基準を適用する方向で検討する。

⑨ 連携学校等

- 現在の専門職大学院設置基準には、関連機関との連携に関する特段の規定は置かれていないが、教員養成の専門職大学院の場合、長期にわたる実習や現地調査など学校現場を重視した実践的な教育を進める上で、市中の学校との間で連携協力関係を結ぶこと（連携協力校の指定）が重要である。
- 現在、大学設置基準では、教員養成系学部は附属学校の設置が義務付けられているが、教員養成の専門職大学院の場合は、附属学校を設置している場合は、その積極的な活用は当然の前提としつつ、附属学校以外の一般校の中から連携協力校を指定することを義務付ける方向で検討する。
- また、連携協力校以外にも、企業、官庁、教員研修センターなど様々な関係機関と連携することにより、教育内容・方法の改善や指導体制の充実を図ることが望ましい。

⑩ 学位の種類

- 専門職大学院の修了者に授与される学位は、学位規則上、「修士（専門職）」とされている。
ただし、特に法科大学院については、学位の国際的な通用性等も考慮し、アメリカの「J.D」に相当する学位として、「法務博士（専門職）」と定められている。
- 教員養成の専門職大学院の場合、学位の国際的な通用性等も考慮し、アメリカの「M.Ed」に相当するものとして、例えば「教職修士（専門職）」あるいは「教育修士（専門職）」等の特定の専門職学位を学位規則において定める方向で検討する。

⑪ 評価等

- 現在、国公立の大学は、大学設置基準において、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表することが義務付けられるとともに、7年ごとに大学の教育研究等の総合的状況について、国が認証した評価機関(認証評価機関)による外部評価(認証評価)を受けることが義務付けられている。さらに、専門職大学院の場合は、これに加えて、5年ごとに分野ごとの認証評価を受けることも義務付けられている。
- 教員養成の専門職大学院においても、中核的・指導的な教育の養成・研修の場としての水準の維持・向上を図るためには、大学としての自己点検・評価や認証評価はもとより、大学関係者、学校関係者、地方教育行政担当者等により構成される専門の認証評価機関を速やかに創設し、その評価等を踏まえた不断の改善を促すシステムを構築することが重要である。

⑫ 名称

- 上記の諸要件を備えた教員養成の専門職大学院については、法科大学院と同様に、何らかの特定の共通の名称を称することができるような扱いとする方向で検討する。

(3) 設置基準以外の関連事項について

① 免許状の種類

※ 教員養成の専門職大学院の修了者には、新たな種類の免許状（例えば「専門職免許状」（仮称）など）を授与するか、あるいは、新免許状は創設せず、現行の専修免許状により対応するか、という課題について、

ア) 現在の免許制度は、取得した学位の種類（水準）を基礎資格として免許状の種類を設定しているが、専門職大学院の場合、課程の水準は修士課程相当であるが、学位の種類は従来の学位と異なることを踏まえ、新免許状の必要性の有無を、どのように考えるか、

イ) 専修免許状は、履修内容が「教科又は教職に関する科目」とされており、他方、専門職大学院における履修内容は、その概念の範囲内であるものの、特定のカリキュラムの枠組みを設けようとしていることを踏まえ、どのように考えるか、

ウ) 専修免許状と異なる新免許状を創設するとした場合、それぞれの免許状が示す能力の違いや、それぞれの免許状を保有することによる効果の違いを、どのように説明するか、

エ) 新免許状を創設するとした場合、他の免許状と同様に上進制度（下位の免許状所有者が、一定の現職経験と大学における一定の単位修得により、上位の学位を取得することなく上位の免許状を取得できる制度）の対象とするのかどうか、等を考慮しつつ、どのような方向で検討するか。

② 免許更新制との関係

※ 教員免許制度WGにおける審議の方向を見守りつつ、必要に応じ検討することとしてはどうか。

③ 初任者研修との関係

※ 教員養成の専門職大学院が、4（2）③のように、修了要件のうち一定の単位（例えば10単位＝300～450時間の実習時間に相当）以上は、学校における実習によることとする旨専門職大学院設置基準等で規定することを踏まえれば、その修了生について

ては、初任者研修を免除することができる方向で検討することとしてはどうか。

④ 修了者の処遇

※ 修了者の処遇について、どう考えるか。例えば、次のような取扱いは、どう考えるか。また、制度的な措置を講ずるのか、あるいは、実績を見ながら、各教育委員会等による主体的な対応を期待するのか。

- ・ 修了者のうち現職教員について、専門職大学院の履修内容に応じ、能力を十分に発揮しうる職務・位置づけを学校現場等で用意する。
- ・ 修了者のうち新人教員について、一定の条件の下に、通常より簡便な方法による採用選考を行う。
- ・ 修了者について、給与面で処遇する。

⑤ 管理運営

※ 教員養成の専門職大学院としての適正な運営を確保するためには、従来の運営体制にこだわらず、学校関係者等現場サイドとの密接な連携関係を管理運営体制の中にビルト・インするとともに、教育現場や社会の変化に柔軟に対応しうる機動的なマネジメント・システムを専門職大学院として確立することが重要ではないか。

⑥ 整備の方針

※ 早ければ平成 19 年 4 月の開設が可能となるよう、専門職大学院設置基準等関係規定の改正を行う方向で準備を進めることとしてはどうか。

※ 国公立を通じ、各大学において主体的に設置構想が検討されることが前提となるが、特に国立大学については、財政基盤が国からの財政支出に大きく依存していることを踏まえ、教員養成の取組みについて優れた実績を残し、かつ、真に他の大学のモデルとなりうる意欲的な設置構想を有する大学から整備を行うこととしてはどうか。

⑦ 支援方策

※ 教員養成の専門職大学院における優れた取組み等に対する支援方策や、資力の十分でない学生に対する経済的な支援方策を、どのように考えるか。

⑧ その他

5. 隣接する目的・機能を担う専門職大学院の整備方策

※ 個別大学における先導的で意欲的な取組み等に対する支援方策等をどう考えるか。

※ 将来における上位の専門職学位（Ed. D相当）の課程の制度化について、今後、どう検討していくか。

6. 学部段階等における教員養成の着実な改善・充実のための方策

※ 学部段階等における教員養成の着実な改善・充実を図るため、各大学における教員養成の取組みに対する検証・評価の仕組みや、特色ある優れた教員養成の取組み等に対する支援方策などをどう考えるか。